

## 国保税の納税通知書を送付します

平成30年度の国民健康保険納税通知書を7月に世帯主へ郵送します

**国保税は世帯の代表者に**

国保税は国保に加入されている世帯ごとに計算され、納税義務は世帯主にあります。世帯主本人が国保に加入していない場合でも、世帯の代表者として、納税義務者は世帯主となります。国保税の計算は加入者のみで行われます。

**所得に応じた軽減制度**

所得の少ない皆さんの負担を少なくするため、世帯の所得の合計に応じて均等割と平等割が7割、5割、または2割軽減される措置があります。※軽減の適用を受けるには、収入の無い人も含めて世帯全員分の申告をしていることが必須条件です。

**減免制度と非自発的失業者の軽減**

震災・風水害・火災な

ど、また前年中の所得金額より所得見込額が30%以上減少する場合などで、納付が困難なときは、納期限7日前までに申請することによって減免できる場合があります。

また、勤務先の倒産や解雇などによる離職（特定受給資格者）や、雇止めなどによる離職（特定理由離職者）など、自己都合でない離職者（非自発的失業者）が国保に加入された場合、国保税が軽減される場合があります。

詳しい内容は、税務課に問い合わせください。

### ▶問い合わせ

資格に関すること  
保険年金課 ☎ 656-6528

税額に関すること  
税務課 ☎ 656-6570

納付に関すること  
収納課 ☎ 656-6573

## 給付費増加などで介護保険料が増額に

●問い合わせ 高齢者支援課 (☎ 656 - 6521)

介護保険制度は住み慣れた地域でいつまでも健康やかに暮らせるよう、また介護が必要になっても安心して自立した生活を送れるよう、社会全体で支え合う制度です。40歳以上の人に納めていただく保険料と税金を財源として運営しています。必要な介護サービスの総費用のうち、平成30年度から23%分（平成27、29年度は22%）を介護保険料として、65歳以上の第1号被保険者の皆さんに負担いただいています。

介護保険料は3年ごとに見直しますが、介護保険の認定者数や利用者数、介護給付費が増加していることから、昨年度に比べ増額しています。詳しくは7月中旬に送付する介護保険料のお知らせをご確認ください。

**保険料の納め方**

介護保険料の納め方には、年金から天引きされる「特別徴収」と納入通

知書で納める「普通徴収」の2種類があります。どちらの納付方法になるのかは、年金の受給額で決まります。年金の受給額が年額18万円以上は特別徴収、18万円未満は普通徴収となります。ただし、平成30年4月1日以降に65歳になった人や転入した人などは、最初は普通徴収になり、年金天引きが可能の場合は、途中から変更になります。本人の希望で選択することはできませんのでご了承ください。

普通徴収の人は、便利な口座振替をお勧めします。

**納付が難しいときはまず相談を**

災害や所得の減少、低収入による生活困窮など特別な事情のある人は、保険料の納付の猶予や減免を受けられる場合があります。お気軽にご相談ください。